

令和5年2月27日

関係各位

松山市介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いに関する

今後の取扱いについて（通知）

平素から介護保険事業に御協力いただき誠にありがとうございます。
標記の件について、本市における要介護認定の臨時的な取扱いを下記の通り変更しますので、関係各位におかれましては、御理解・御協力をお願いします。

記

1. 本市における要介護認定の臨時的な取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて、令和4年10月14日付厚生労働省老健局老人保健課の事務連絡で、原則、要介護認定の有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用されることとなり、本市も同様に対応しておりますが、下記に該当する被保険者については、有効期間満了日が令和6年3月31日までの方に限り、例外的に現在の要介護度で認定の有効期間を12ヶ月延長する取扱いを可能とします。

ただし、臨時的な取扱いを複数回適用することで、長期間にわたって被保険者の心身の状況を適正に把握・評価することができず、被保険者の利益を損なうおそれもあることから、更新申請をされる場合は、引き続き可能な限り、通常取扱いに基づき申請していただきますようお願いいたします。

要旨

<松山市での臨時的な取扱いについて>

原則、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者とします。

※令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、認定調査を伴う更新申請を行う。

<例外措置が可能とする申出事由>

令和5年4月30日から令和6年3月31日までに有効期間満了を迎える被保険者のうち以下のいずれかに該当する人。

- ① 介護保険施設や病院等の入所(入院)施設において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、面会禁止等の措置が取られ、認定調査の受け入れが困難である場合。
- ② 前回認定時の主治医意見書内の「障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」が「B1、B2、C1、又はC2」に該当する人。
- ③ 前回認定時の主治医意見書内の「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M」に該当する人。

2. 新型コロナウイルス感染症対策に伴う要介護認定調査困難届出書の廃止

令和5年4月30日以降に有効期間満了を迎える被保険者のうち、要介護認定の臨時的な取扱いの適用に際しては、「松山市介護保険要介護・要支援認定申請書（新規・更新）」と併せて新様式の「新型コロナウイルス感染症対策に伴う要介護認定等の臨時的な取扱いに関する申出書」を提出してください。

現行の「新型コロナウイルス感染症対策に伴う要介護認定調査困難届出書」及び「新型コロナウイルス感染症対策に伴う要介護認定調査困難解除届出書（任意様式）」、「同意書」「申出書」は、令和5年3月1日付をもって廃止します。

※現在、「要介護認定調査困難届出書」を提出いただいている施設等につきましては、「要介護認定調査困難解除届出書（任意様式）」の提出は不要です。

松山市保健福祉部介護保険課
認定申請担当
TEL089-948-6841